

9 除染対策について

(1) 概 要

東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌等の処理を進めるための法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定された。

この特措法に基づき、市町村等が自ら除染実施計画を策定して除染を行う汚染状況重点調査地域（32市町村）と、国が市町村ごとに除染実施計画を策定して除染を行う除染特別地域（7町村及び4市町村の一部）が指定されている。

除染実施計画に基づく面的除染は、帰還困難区域を除き、平成30年3月末までに全て終了した。

また、改正「福島復興再生特別措置法」（平成29年5月施行）により、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定された富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村において復興再生拠点整備に向けた除染が進められている。

【汚染状況重点調査地域指定状況】 計32市町村

県 北：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県 中：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村
浅川町、古殿町、三春町、小野町

県 南：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町

相 双：相馬市、南相馬市、広野町、川内村、新地町

いわき：いわき市

【除染特別地域指定状況】 計11市町村

全域指定：楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

一部指定：田村市、南相馬市、川俣町、川内村

(2) 除染実施状況

ア 汚染状況重点調査地域

(平成30年3月31日時点)

	宅地	公共施設	農地	森林(生活圏)	道路
実施数	418,897戸	12,376施設	31,061ha	4,513ha	20,476km
終了時期	H30.1.31	H30.1.31	H30.3.19	H30.3.19	H30.3.19

イ 除染特別地域

(平成29年3月31日時点)

市町村	宅地	農地	森林(生活圏)	道路	終了時期
田村市	約150件	約140ha	約280ha	約29ha	H25.6.30
南相馬市	約4,700件	約1,600ha	約1,600ha	約280ha	H29.3.31
川俣町	約450件	約610ha	約730ha	約71ha	H27.12.31
楡葉町	約2,800件	約830ha	約740ha	約170ha	H26.3.31
富岡町	約6,200件	約750ha	約790ha	約170ha	H29.1.31
川内村	約170件	約130ha	約210ha	約38ha	H26.3.31
大熊町	約220件	約170ha	約200ha	約31ha	H26.3.31
双葉町	約97件	約100ha	約25ha	約8.4ha	H28.3.31
浪江町	約5,900件	約1,400ha	約510ha	約230ha	H29.3.31
葛尾村	約480件	約570ha	約690ha	約95ha	H27.12.31
飯舘村	約2,100件	約2,400ha	約2,100ha	約330ha	H28.12.31
合計	約23,000件	約8,700ha	約7,800ha	約1,500ha	

(3) 主な取組

ア 財政的支援

除去土壌等の適正管理・搬出及び仮置場の原状回復等に要する費用について、市町村等に交付している。

イ 技術的支援

除染等業務の設計・積算の確認、発注及び施工管理に関する単価等の積算資料の整備など、市町村への支援を行っている。

ウ 住民理解の促進

ホームページ等により、県内外に向けて除染等に関する正確な情報を発信するとともに、環境再生プラザ（設置主体：環境省）活動への協力を行っている。

(4) 今後の取組

- ア 特定復興再生拠点区域の除染については、関係町村の実情に配慮しながら、フォローアップ除染も含め確実に実施するとともに、拠点区域以外の除染について、具体的方針を早急に示すよう国に求めていく。
- イ 仮置場等における除去土壌等の適正管理や搬出、搬出後の仮置場原状回復について、引き続き市町村を支援する。